# 小作爭議調查表

No. 144

（月報番號第 七四 號）

（昭和 十年 八 月分）

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 場所 | 京都郡稗田村大字長尾 |
| 關係人員 | 地主 宮野政市<br>小作人 入江秀吉 |
| 地主關係團体 | ナシ |
| 原因 | 小作人は昭和九年度の旱害を理由に四割（小作料）減の要求をなしたる処、地主は全国的に不作なりしは認むるが該田は平年作以上なりしを以て応じ難しとて拒絶せられたる為、小作人は減収算定し六石二斗五升を四石納入しあり、地主は不足二石二斗五升納入を申請したるに因る。 |
| 要求事項 | 小作料四割減額要求 |
| 發生 | 昭和十年四月二十日 |
| 終熄 | 昭和〃年八月八日 |
| 關係地種類面積 | 田五反三畝十二歩 |
| 小作人關係團体 | 全農延永村支部 |
| 經過 | 五月十四日以後二回の調停委員会不調、八月八日第三回調停委員会を開催、（前回の平均一割五歩に接近）したるに比し、調停官地主は不利を捨て将来の契約を有利に解決すべく九年度小作料に就ては判事に一任の意を表し、たゞ為判事は之を機とし最后の解決に斡旋することとなり漸く左記解決す。 |
| 結果 | 小作料三割減額すること |
| 備考 | |

財團法人 協調會福岡出張所